

夏期合宿費の積立について

1. 目 的

夏期合宿への全員参加意識を高め、保護者の一時負担額の軽減を計る事を目的とする。

2. 積立額

(1) 1人毎月1,000円積立てる。

(2) 積立額は合宿場所、予算等により変更する事がある。

3. 積立期間

(1) スクール入校月より6学年7月までとする。但し、幼児は除く。

(2) 積立周期は原則として8月から翌年7月までとする。

4. 集金・管理

学年単位でその総務が責任を持って集金・管理し、合宿に関する費用が生じた場合はその

積立金を会計に提出する。

5. 積立金の精算

(1) 参加申込がなかった場合は積立金の内の3,000円を合宿援助金として協賛する。

(2) 参加申込締め切り後不参加の場合は、申込金と積立金の1/2を返却し1/2は合宿

援助金として協賛する。

(3) スクール退校の場合は5-(2)の場合を除き全額返却する。

6. 施 行

(1) この規約は1983年4月1日に施行する。

(2) 1992年4月19日、一部改正し、1992年4月1日から適用する。

(3) 1993年4月4日、一部改正し、1992年8月1日から適用する

(4) 2010年5月14日、誤字訂正し、2010年8月1日から適用する

(5) 2010年5月14日、誤字訂正し、2010年8月1日から適用する